

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>現在の保育サービス利用については、介護保険制度のようにサービスやショートステイなど、複数のサービス・事業所を組み合わせて利用する形態にはなっておらず、事業所への入所調整は市町村が行い、保護者と事業者との間では個別に利用内容を双方で確認しているため、認定証の必要性は感じられない。</p> <p>実際に保育所等を利用する際には、事業所と保護者との間で調整(確認)がなされていることから、保護者の就労状況、登・退園時刻等について把握ができており、認定証がなくても支障が出ていない。</p> <p>また、保育の必要量の変更などにより、変更申請が提出された場合に従前の支給認定証を返還させ、新たな支給認定証を交付することとしているが、大半の保護者は紛失等で返還されていないのがほとんどである。</p> <p>よって、自治体、事業者、保護者の三者ともに、支給認定証の必要性を感じていないため、交付そのものが法律上の規定であるために、認定証を廃止することは困難であるならば、各自治体の運用上、任意交付とすることで三者の事務軽減が図られるものとして提案するものである。</p> <p>なお、「認定証を交付することで、不正受給が防げる」とのことだが、利用者の状況を把握している事業所側で概ね就労状況等が確認できるため、変更等を確認した際には、事業所が保護者に対し、届出を促すなどにより不正受給は考えにくいと考える。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>		<p>支給認定証の在り方については、保育必要量(保育標準時間・保育短時間)の区分の在り方と併せて、地方分権改革推進室と共同で実態調査を行うこととしており、当該調査の結果を踏まえ検討してまいりたい。</p>	<p>6【文部科学省】 (7)子ども・子育て支援法(平24法65) 子どものための教育・保育給付の認定を行ったときの支給認定証の交付(20条4項)については、平成28年度中に府令を改正し、申請があった場合のみ支給認定証を交付することを可能とする。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)</p>

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>保育標準時間及び保育短時間について 従来の保育制度では、保育は、保護者が必要とする範囲で利用する意識が定着していたが、子ども・子育て支援新制度では、保育標準時間及び保育短時間の区分により、時間(保育必要量)に対する対価(保育料)の概念が生じ、保育を利用する権利の意識が助長され、保育現場では、公平性の確保のため登降園の時間を厳格に管理するなど新たな負担が発生している。保育必要量の区分の統一は、保護者や保育士の負担軽減と合わせ、必要な範囲で保育を利用する意識を復活させる効果も期待され、また、従来どおり保育の必要性に応じて8時間(保育短時間)の利用ができるため、保育サービスの選択肢に影響はない。 なお、自治体向けAO第13版(p.10-他2頁)で示されているように、1か月の就労時間が120時間未満であっても、適切な判断のもと保育標準時間の利用が可能であることから、保育必要量の区分の統一に支障はないと考えられ、再度の検討を求めらるものである。 支給認定証について 教育・保育の実施には、子どもや家庭に関する情報が必要であり、現実的には、支給認定証の提出のみで教育・保育を利用することは困難である。 不正支給については、日々参園する子どもや送迎する保護者の確認で防止が可能であり、認定区分に係る情報確認は、保護者においては入所承諾通知や保育料納入通知で可能であり、施設においては、利用調整の過程で別途把握しており、支給認定証の機能は限定的である。 一方、認定区分や保育必要量等の変更、支給認定の取消し等には保護者に支給認定証の返還を求めらる必要があり、保護者や施設の負担となっていることから、再度の検討を求めらるものである。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>	<p>○保育の実施に当たっては保護者がその就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすること、という子ども・子育て支援新制度の理念に反するところであるが、制度創設時の想定と比べて、短時間の利用率が極めて低い状況にあり、保護者、事業者の負担が大幅に増大しているのではないかと。 このように理念と実態が乖離していることから、詳細な実態調査を踏まえ、保育必要量の区分について見直すべきではないかと。 ○また、保育必要量の区分の見直しは、事務負担の軽減の観点と併せて、地域の実態に応じた保育サービスを提供するものである。 例えば、特養児童が多い市町村では、保護者の就労状況に応じて、児童一人当たりの真に必要な保育量を立地に把握することができ、保育の供給量を調整することで、効率的な保育士の配置や更なる児童の受け入れを促されるようになるかと。 これは、現行の保育制度の下でもポイント制により入所の判定を行っている実態に鑑みれば、必ずしも市町村にとって新たな負担となるものではないと考えられる。 また、児童の受け入れに余裕のある市町村では、現行の保育標準時間に合わせた保育内容を構成することで、保育の質の向上や延長保育の事務負担の軽減を図れるようになる。 従って、必ずしも事務負担の軽減のための区分の廃止という観点だけではなく、地域の実情に応じた子育て環境の向上という観点からも、保育サービスの提供に関する市町村の裁量を拡大させるべきではないかと。</p>	<p>保育必要量(保育標準時間・保育短時間)の区分の在り方については、支給認定証の在り方と併せて、地方分権改革推進室と共同で実態調査を行うこととしており、当該調査の結果を踏まえ検討してまいりたい。</p>	<p>6【文部科学省】 (7)子ども・子育て支援法(平24法65) 子どものための教育・保育給付の認定を行ったときの支給認定証の交付(20条4項)については、平成28年度中に府令を改正し、申請があった場合のみ支給認定証を交付することを可能とする。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)</p>
<p>回答を受け、当市としては、既存制度の枠組みにおいて、国庫納付の免除の対象になるものと判断したので、今後施設の処分に向けて検討を進めたい。</p>		<p>【八王子市】 財産処分手続は国により一定程度弾力化が図られているところですが、制度の運用にあたっては、個々の団体の事情を考慮し、国庫補助完了後10年未満の公共施設についても、事例ごとに国庫納付の必要性について協議が行えるよう、さらなる柔軟な対応をお願いしたい。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。なお、所管省からの回答が「現行制度上でも対応可能な場合がある」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>			
<p>現行の地方独立行政法人法第21条第4号により、地方独立行政法人が広汎に社会福祉事業を営むことが認められているものと認識している。 その上で、貴府省の回答によれば、「民間法人に子ども・子育て支援に関する中核的な役割を担う幼保連携型認定こども園を運営してもらうこと等を期待して」運営主体を民間法人(学校法人、社会福祉法人)に限定しているとのことであるが、提案の背景として、当市では民間法人が希少であることにより、支障が生じているという状況がある。 「市町村と民間法人とが協定を結ぶことによって、市町村がその運営に一定の責任を果たす」とあるが、地方独立行政法人であっても、業務方法書の認可権限や人事管理権を行使することにより、運営に対して一定の責任を果たすことも可能であると考える。 その上で、改めて公私連携幼保連携型認定こども園の運営主体に地方独立行政法人を追加することについて検討いただきたい。 また、民間法人(学校法人、社会福祉法人)に限定している趣旨についても、具体的に御説明をいただきたい。</p>						<p>ご指摘の「公私連携幼保連携型認定こども園」は、民間法人に施設運営してもらうためのインセンティブを付与しつつ、協定により市町村がその運営に一定の責任を果たすための仕組みである。あくまでも「公」と「私」の連携として、民間法人へ地方公共団体が一定の関与及び補助を行うことを目的としているものであることから、地方公共団体が設置するものである地方独立行政法人を対象とすることは、その目的・主旨からみて不適当である。</p>	

文部科学省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
24	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	地方独立行政法人法施行令が定める公共的な施設の範囲の拡大	地方独立行政法人法施行令第23条に同じ	管理番号23に同じ	地方独立行政法人法施行令第4条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	九重町				幼保連携型認定こども園は学校かつ児童福祉施設という位置づけを有しているが、学校教育法上、学校を設置できるのは国及び国立大学法人、地方公共団体及び公立大学法人、学校法人であり、幼保連携型認定こども園についてはそれに加えて社会福祉法人に限られているところ。地方独立行政法人を幼保連携型認定こども園の運営主体として追加することについては、学校かつ児童福祉施設の双方の機能を持つ幼保連携型認定こども園を安定的・継続的に運営できる体制等様々な観点から慎重な検討が必要である。
27	A	権限移譲	医療・福祉	認定こども園及び保育所の認可権限の移譲	都道府県知事等有する認定こども園及び保育所の認可権限を市町村に移譲すべき。	【現状】 幼保連携型認定こども園及び保育所については、都道府県、指定都市及び中核市(以下「指定都市等」という。)に認可権限があるが、それ以外の認定こども園の認可権限については都道府県に存置されている。また、指定都市等が認可を行う場合には、区域を超えた広域調整の必要性から、都道府県に協議を行っている。 一方、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度において、就学前の教育・保育に関する実施主体は市町村と位置づけられ、市町村は、19人以下の児童を保育する小規模保育事業を含む地域型保育事業の認可等、就学前の教育・保育に關し一体的・包括的な施策を実施している。 【支障事例】 A市からの補助を受け認定こども園を整備したB法人は、設計・工事監理の各段階で、A市及び認可権限を持つ本県と二重に調整を行う必要が生じた。 【制度改正の必要性】 指定都市等への権限移譲は一定程度進んでいるものの、地域の実情に連がる市町村が就学前の教育・保育環境の整備を一体的・包括的に進めることができるよう、認定こども園等に係る認可権限の市町村への権限移譲を更に進める必要がある。そこで、区域を超えた広域調整を担保するため、都道府県への協議を附加した上で、地域型保育事業同様、認定こども園等の認可権限を市町村に移譲すべきである。広域調整の必要性は認めるが、そのみをもって都道府県が認可権限を持つ明確な理由とはならず、指定都市等の例によるように都道府県への協議をもって広域調整は十分に機能するものと考える。	市町村が地域の実情に就学前の教育・保育環境を一体的・包括的に整備することが可能となる。	児童福祉法第35条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	福島県、秋田県	北海道、徳島県、高知県、沖縄県	○本県においても同様に、事業者が県と市町村と二重に調整を行っている状況であるとともに、地域の実情に連がる市町村が就学前の教育・保育環境の整備を一体的・包括的に進めることが可能となることから制度改正を要する。 ○保育所や幼保連携型認定こども園は、指定都市や中核市に権限移譲されているが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は都道府県となっており、事業者にとってわかりにくく、事務も複雑になっている。 ○本県においても、社会福祉法人の設置認可及び施設整備に係る移動事業を市が行うこととし、幼保連携型認定こども園や保育所の運営がほぼ市が行う事業が発生しており、施設の設置を目的とする旨においては、県・市それぞれと協議する必要があるほか、県・市それぞれの審査の進捗状況等を適宜確認する必要があるなど、事務の重複化の一因となっている。 ○新制度において、施設を市町村で行うこととなっているが、認定こども園の認定については県となっており、定員の更変更など、それぞれに手続きを要している。市町村へ一本化されることで施設側の負担の軽減にもつながる。	保育所の認可権限や認定こども園の認定権限の市町村への移譲を希望する自治体については条例による事務処理特例等を活用していただきたい。
142	A	権限移譲	医療・福祉	「幼保連携型」以外の認定こども園(「認定」権限の都道府県から指定都市・中核市への移譲)	【背景】 「幼保連携型」認定こども園の「認可」権限は中核市に付与されているが、他の類型の認定こども園(「幼稚園型」、「保育所型」及び「地方数量型」)に係る「認定」権限は、都道府県に存置されている。一方、施設給付費の支給に係る施設としての「確認」の権限は、いずれの類型においても市町村が有している。 【支障事例】 このことにより、中核市の域内に「幼保連携型」以外の認定こども園を設置する事業者は、都道府県と中核市の両方で手続きをとる必要があり、煩雑である。また、中核市は、「幼保連携型」以外の認定こども園の開設までのスケジュール管理ができず、例えば、年度の終盤に翌年度4月の開設が決まった施設については、市民への周知期間を十分に確保することができないことから、市民の選択の幅を狭めてしまうなど、適切な教育・保育サービスの提供に支障が生じている。 また、「子ども・子育て支援新制度」が施行され、市町村は、法定計画として「市町村子ども・子育て支援事業計画」を平成26年度末に策定し、制度の実施主体として、地域における教育・保育ニーズに応じた供給体制の確保に取り組んでいるところであり、確保策の一つとして、認定こども園への移行について積極的に働きかけられているが、中核市には「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限がないため、認定申請手続きを進めていく中で、最終的に認定の可否等については確実な判断を示すことができないことがあるなど、地域の実情に応じた確保策を進めていくには、限界があるほか、事業者の利用定員の設定に対し、直接意見を述べることもできないなど、計画的な供給体制の確保に支障が生じている。	都道府県と中核市に分かれている認定こども園の「認定」(「確認」)の申請窓口を中核市に一本化することにより、事業者の利便性が向上する。また、中核市主体のスケジュール管理が可能となり、当該開設見込みの施設の利用を検討している市民に対する十分な周知ができるようになるなど、市民サービスの向上につながる。 更に、市町村の教育・保育ニーズに応じた類型の認定こども園への移行について、事業者に対し、より積極的に働きかけられることができるほか、利用定員の設定に対しても、より計画的に供給体制を確保することができる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条等	内閣府、文部科学省、厚生労働省	宇都宮市	北海道、秋田県、神奈川県、高知県、沖縄県	○保育所や幼保連携型認定こども園は、指定都市や中核市に権限移譲されているが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は都道府県となっており、事業者にとってわかりにくく、事務も複雑になっている。 ○本県も、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限については、事務処理特例条例において希望する指定都市や中核市に権限移譲しており、幼保連携型認定こども園以外の施設に関することは、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながるものと考えられる。 ○本県と同様の状況であり、中核市の域内に「幼保連携型」以外の認定こども園を設置する事業者は、県と中核市の両方で手続きをしなければならないため、事業者の負担感が大きい。 ○本県でも同様の状況であり、幼保連携型と幼保連携型以外の認定こども園では権限を有する自治体が多いため、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながるものと考えられる。 ○新制度において、施設を市町村で行うこととなっているが、認定こども園の認定については県となっており、定員の更変更など、それぞれに手続きを要している。	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限については、「事務・権限の移譲」に関する意見方針について(平成26年12月の日置議決)に基づき、子ども・子育て支援新制度の施行状況や条例による事務処理特例制度による指定都市における認定状況等を踏まえて、指定都市に移譲する方向で、関係団体と協議・調整を行っていく。	
291	A	権限移譲	医療・福祉	認定こども園(幼保連携型以外)の認定権限の移譲について、幼保連携型認定こども園の認可と同様に、中核市にも移譲する。	【制度改正が必要な理由】 認定こども園の認可・認定等の権限について、平成27年12月22日地方分権改革推進本部決定「平成27年の地方からの提案に関する対応方針」において、政令指定都市に対してのみ認定等の権限を移譲する方針が示されている。 政令指定都市と同様に、住民に身近で専門能力を有する中核市においても、市で全ての認定こども園に係る事務ができれば、移式の統一等、事務の効率化が図れるとともに、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。 【支障事例】 現在、幼保連携型認定こども園については市の事務、幼保連携型以外の認定こども園は府の事務となっている。施設類型によって権限を有する自治体が違うため、書類の様式や認可・認定スケジュール、書類の提出先等が異なり、事業者にとっては手続きが煩雑になるとともに、市としては認定こども園に係る事務を一体的に進めにくくなっている。	幼保連携型認定こども園に係る認定等と併せて、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限も移譲することで、認定こども園に係る事務について市で完結することが可能となり、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条、第4条、第7条、第8条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	北海道、秋田県、神奈川県、長野県、京都府、高知県、徳島県、沖縄県	○保育所や幼保連携型認定こども園は、指定都市や中核市に権限移譲されているが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は都道府県となっており、事業者にとってわかりにくく、事務も複雑になっている。 ○本県も、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限については、事務処理特例条例において希望する指定都市や中核市に権限移譲しており、幼保連携型認定こども園以外の施設に関することは、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながるものと考えられる。 ○本県でも同様の状況であり、幼保連携型と幼保連携型以外の認定こども園では権限を有する自治体が多いため、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながるものと考えられる。 ○新制度において、施設を市町村で行うこととなっているが、認定こども園の認定については県となっており、定員の更変更など、それぞれに手続きを要している。	中核市への認定権限の移譲については、指定都市と併せて検討していく。	
52	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の施設整備に関する事務手続きの見直し	平成27年の類似の提案に対する結論として、原則安心こども基金で対応することとし、安心こども基金が保えない場合の事務手続きの簡素化を図るため、協議書の様式の本体化や申請の提出時期の調整を図るため、安心こども基金による対応については、交付元に応じた提案への活用と限定されるため、幼保連携型認定こども園の施設整備を行う際に教育機能部分(文部科学省所管)の基金の残額が足りない場合に、教育機能部分については認定こども園施設整備交付金を、保育機能部分(厚生労働省所管)については安心こども基金を活用することとし、事務手続きの簡素化の効果が大きい。 また、平成28年度安心こども基金要綱は現時点で示されており、契約等に着手できない状況にあるため、平成29年4月から開設予定の幼保連携型認定こども園の事業者の遅延を招くこととなり、開園が遅れる危険性がある。さらに、両交付金の申請の提出締め切りについては調整が図られたが、間接補助である認定こども園施設整備交付金は県での予算措置と審査が必要であることから、保育所等施設整備交付金より事業者にとっての提出締め切りが前倒しとなるため、県、市町村及び事業者の作業時間の確保が困難な状況にある。	幼保連携型認定こども園に係る施設整備補助について、国庫の直接補助に統一する等の事務の見直しを行うことで、県、市町村及び事業者の事務の効率化が期待される。	・児童福祉法第56条の4の3 ・保育所等施設整備交付金交付要綱 ・認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	岡山県、日本創生のための世代交代応援事業	旭川市、岩手県、秋田県、奈良県、新潟県、山梨県、富山県、長野県、岐阜県、静岡県、徳島県、香川県、高松市、大分県、沖縄県	○県庁舎、文科省と所管が分かれ補助要綱が分かれていることで、それぞれの内容を持って事業に着手する必要が伴うが、補助の内訳詳細に開示があるため、単正に工事を進める必要もあるが、その影響で準備等の開始が遅くなるという。 ○本県においても、幼保連携型認定こども園の施設整備において、教育部分は文部科学省の認定こども園施設整備交付金及び保育部分は安心こども基金(厚生労働省所管)を活用する事例が発生しており、事務手続きの簡素化の効果が大きい。 ○本市においては、幼保連携型認定こども園の施設整備を行う際に、安心こども基金の残額及び国庫の不足により、保育所等整備交付金と安心こども基金を併用することとなった。このため、双方で交付の基準や協議書の様式が異なることとなり、協議の進捗を遅くする恐れが生じ、結果として事務の効率化が図れないだけでなく、むしろ煩雑化することとなった。また、交付金と安心こども基金との併用により、県の審査期間を要することから、事前協議書を前倒しして提出しなければならず、事前協議書の作成から事業者手までに相違の期間を要し、開業スケジュールの遅延の影響を受けている。 ○本市において幼保連携型認定こども園ではないものの、幼稚園型認定こども園化に向けた施設整備を予定している幼稚園があり、安心こども基金により施設整備を進めていくこととして、現時点において、平成28年度安心こども基金要綱は示されており、事業者が着手することができない状況となっており、平成28年4月の認定こども園移行に支障が生じかねない状況となっている。 ○交付金が分かれているのみならず、現在は都道府県の安心こども基金も併用する状態となっており、計画的な供給体制が確保できない状況にある。また、6月下旬(内示が出るのは本年度で施設整備を終えることがほぼ不可能なスケジュール)であるため、遅くとも月中旬には内示が出せようスケジュールを見直すべきである。 ○安心こども基金が交付前に事業者側の調達は完了していない(「所要額に達していない」)部分も平成28年度保育所等整備交付金を充てる(＝事業継続はできない)との連絡があった。「事業費が確保できない」及び「事業進捗が遅い」状況が発生した場合は対応できないという懸念があることから、実質的には平成28年度は安心こども基金が利用できない状態である。	ご指摘を踏まえ、地方公共団体、事業者の事務負担の軽減されるよう申請書類の簡素化やあらかじめ申請時期を明示しておく等申請期間が十分確保されるよう努めてまいります。	

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成28年度の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
管理番号23で述べたとおり、当町においては、民間法人が希少であることにより、支障が生じているという状況がある。学校かつ児童福祉施設の双方の機能を持つ幼保連携型認定こども園を安定的・継続的に運営できる体制整備等様々な観点から、引き続き御検討いただくとともに、安定的・継続的に運営できる体制整備等様々な観点のうら、具体的にどのような観点で地方独立行政法人が不適当なのかお示しいただきたい。						管内の民間法人が希少であれば管外の法人を招致したり、協力を得て新規に設置したりすることも可能であり、また、民間法人であっても公私連携協定の締結等により、自治体が安定的・継続的に運営できる体制整備に関与できることから、ご指摘の事由により地方独立行政法人が幼保連携型認定こども園を設置する必要性は認められない。	
地域の実情に適した教育・保育の実施主体である市町村が認定権限を持つことが合理的であることから、希望する市町村のみならず、全ての市町村に権限委譲すべきである。				【全国知事会】 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設置については、これまでの指定都市市長会の提案を踏まえ、指定都市へ権限移譲すべきである。 それ以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。 【全国市長会】 保育所の設置については、市町村立は都道府県への届出、民間立は都道府県の認可であり、また、保育所への指導監督については、国の定める最低基準に基づき、都道府県が報告、立ち入り、検査等の権限を持つが、公立・民間立を問わず、市町村が地域の待機児童数や今後の保育需要等を踏まえ計画的に整備していることから、住民に身近な市町村において総合的、主体的な保育施策の展開が可能となるよう、保育所の設置に関する基準設定の権限とともに保育所の設置認可・指導監督権限を市町村に移譲すべき。 【全国市長会】 手挙げ方式も含めた検討を求める。		市町村が保育所の認可や認定こども園の認定を行うことは是非については、自治体によって状況が異なることから、権限の移譲を希望する場合は、条例による事務処理特例等を活用していただきたい。	【文部科学省】 (1)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (i)以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び7項並びに4条1項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条8項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条9項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条) (関係府省:内閣府及び厚生労働省)
事務処理特例制度により指定都市等が個別に権限移譲を受けることは可能であるが、全国的に待機児童の解消が喫緊の課題となっている中、窓口の一本化による事業者の負担軽減などが認定こども園への移行の後押しとなり、保育の受け皿確保へと繋がることから、法令により中核市を含め、一律に権限移譲されるよう検討していただきたい。		【神奈川県】 幼保連携型認定こども園の認定権限については指定都市及び中核市に移譲されており、移行に係る事業者からの相談対応等を効率化するため、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限も指定都市及び中核市に移譲すべきである。		【全国知事会】 これまでの指定都市市長会の提案を踏まえ、指定都市へ権限移譲すべきである。 それ以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。 【全国市長会】 指定都市への移譲については、十分に検討すること。 中核市への移譲については、手挙げ方式も含めた検討を求める。		指定都市への移譲については、第1次回答で回答したとおり、指定都市に移譲する方向で、関係団体と協議・調整を行ってほしい。 中核市への移譲については、引き続き関係団体と協議・調整を行ってほしい。	【文部科学省】 (1)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (i)以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び7項並びに4条1項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条8項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条9項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条) (関係府省:内閣府及び厚生労働省)
全国的に待機児童の解消が喫緊の課題となっている中、事業者の負担軽減や行政事務の効率化によって認定こども園への移行が一層促進され、保育の受け皿確保へと繋がることから、早期に権限移譲が実現されるよう検討していただきたい。				【全国知事会】 指定都市以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。 【全国市長会】 中核市への移譲については、手挙げ方式も含めた検討を求める。		引き続き関係団体と協議・調整を行ってまいりたい。	【文部科学省】 (1)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (i)以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び7項並びに4条1項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条8項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条9項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条) (関係府省:内閣府及び厚生労働省)
申請期間の確保のみならず、幼保連携型認定こども園の整備において補助金等の手続きの都合により、整備計画に遅延が生じることのないよう、年度当初に交付要綱や年間スケジュール等を発出するとともに、厚生労働省と文部科学省のスケジュールや手続等について、差異が生じないよう調整を図りたい。 また、予算措置についても、同一施設の整備において、地方公共団体や事業者が、複数の補助制度の併用などの余分な事務負担を強いられることのないよう、十分な予算種の確保、あるいは基金方式による都道府県からの補助とするなど、柔軟な制度設計に努めていただきたい。		【栃木市】 ・現行では、認定こども園の施設整備に係る補助としては、保育所等緊急整備交付金(厚生労働省所管)、認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)の他、安心こども基金による補助もあるが、申請書類の簡素化にあたっては、安心こども基金による補助も含めて、申請書類の簡素化及び統一化を図っていただきたい。 ・上記の各種補助制度においては、補助制度ごとに取扱い基準のバラつき(一方の補助においては対象経費として認められる経費が地方の補助では対象経費として認められない等)が見られるため、これについても統一した基準としていただきたい。 ・申請期間の確保については、実施要綱及び交付要綱の発出時期による部分が大いため、平成29年度分については、早期に示していただきたい。 ・支障事例に記載があるとおり、各種補助制度における内示時期について、遅れ及びバラつきがあるために、施設整備のスケジュールにも支障が生じていることから、内示時期を同一時期とするよう、関係省庁間で調整を図っていただきたい。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		ご指摘を踏まえ、あらかじめ申請スケジュール等を事前に示し、地方公共団体、事業者が見直しを立てて事業申請ができるようにするとともに、申請書類の簡素化等、事務負担の軽減が図られるよう努めてまいりたい。	【文部科学省】 (2)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 幼保連携型認定こども園の整備に係る交付金については、以下のとおりとする。 ・文部科学省及び厚生労働省への交付申請を不要とするよう、優先的に安心こども基金により対応することとし、安心こども基金により対応できず、両省に協議がまとまる場合は、認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の協議書を一本化する。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省) 【措置済み(平成28年1月13日付付文部科学省事務連絡、平成28年4月18日付付文部科学省初等中等教育局通知、平成28年1月7日付付厚生労働省事務連絡、平成28年4月20日付付厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知) 【認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の申請等の年間スケジュール、申請書類の簡素化等について、地方公共団体に平成28年度中に通知する。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
特別免許状、臨時免許状と普通免許状が継続関係にあるとはいえ、特別免許状、臨時免許状から普通免許状を取得する件数は、特別免許状、臨時免許状の授与件数と比べるとくわずかに減少しており、内容確認等の検定事務についても、大きな支障はないことから、権限の授与は可能と考える。 免許事務の処理について、専門性が求められ、かつ業務負担も相当量であることについては、御意見のとおりだが、今回の移譲先が、都道府県から多くの事務権限の移譲を受け、行政を行っている政令指定都市であることを考えると、大きな支障はないと考える。 しかしながら、御意見のとおり、既存の制度の活用や運用改善の検討、また、受け手側の政令指定都市の意向を考慮することも必要であると考えます。				【全国市長会】 免許授与権の一部のみを移譲することについては、一体的に運用されてきた教員免許制度の趣旨に反すること、また、移譲に伴う免許管理システムの構築や事務要員の増員にかかる費用対効果の検証が必要であることから、慎重に検討すべきである。		前回もお答えした通り、教員免許は、普通免許を基本として、普通免許だけでは十分に対応できない特別な事情がある際に、特別免許や臨時免許を授与する仕組みとなっており、これらの免許は普通免許を中心として一体的に運用されています。また、特別免許や臨時免許を授与された者が、在職年数と大学等における単位の修得により、所持する普通免許と普通免許に切り替える仕組みも設けられています。これらの免許は継続関係にもあります。このため、免許の一部を切り分けて特別免許と臨時免許のみを政令指定都市が授与することは適当ではありません。 なお、特別免許の授与件数は、平成25年度の59件から平成26年度は92件へと大きく増加しており、今後も増加することが見込まれるとともに、臨時免許の授与件数は、平成26年度は359件と決して少ない件数ではありません。 更に、免許事務の処理については、免許授与のための教育職員検定の実施、免許状更新講習等の適切な受講、授与した免許が失効した場合の官報掲載等の手続き等、現在、政令指定都市教育委員会が行っていない業務を新たに付加することとなるため、権限や業務の移譲を希望しない自治体も多発することが想定される中で、一方的な移譲は認められません。このため、まずは、既存の制度の活用や運用改善の検討、受け手側の政令指定都市の意向を踏まえた検討を慎重に行うことが必要であると考えます。	
・学位の分野等に変更が無い範囲で大学の設置に関しては、文部科学大臣への届出により可能とされているが、実態としては学位の分野を判断する大学設置分科会との協議に時間を要することから、認可申請を前倒した準備が必要となっている。大学設置基準に基づく一元的な審査・運用という目的の実現を達成しつつ、迅速な手続きが行われるよう、審査委員の増員や審査会自体の地方移転の実施など、工夫をお願いしたい。 ・なお、大学設置基準別表1のハ(面積基準)など、場所・時間・環境等の定量的基準については、地域による弾力的な運用を認めていただきたい。				【全国知事会】 検討にあたっては、高等教育の質保証への配慮が必要である。また、その上で、関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手分け方式による検討を求める。		【事前相談について】 御指摘の「学位の分野を判断する大学設置分科会との協議」は、大学設置分科会運営委員会に対する「事前相談」のことと思われるが、事前相談は、届出要件を定める法令への適合状況をあらかじめ確認する手段として活用されているものであり、「任意」の手続きである。また、本相談は、年6回の機会を設け、それぞれ受付期間と結果伝達の手続きを前もって明示しているところであり、学部等の設置計画の進捗状況に応じて、どの時期に相談すべきか設置者が選択できるようになっている。 なお、「迅速な手続きを行うための「審査委員の増員や審査会自体の地方移転の実施」については、第1次回答のとおり、質保証の面に問題があり、見解に変更はない。	【文科科学省】 6【学校教育法(昭22法26)】 (1)学校教育法(昭22法26) (4)学部を設置するに当たり適用される学部の規模に応じ定める校舎の種類(大学設置基準(昭31文部省令第37号)の2)については、学部の学生が使用するスペース以外にも、教授の研究スペース、事務室及び学長室、学部間で共用する教室等を含めることができることを、大学の設置者に平成28年度中に通知する。
第28条(情報の提供)、第30条(運営状況の報告)についても、認可権限を有している者と事業実施者が異なるため、業務効率化の観点から、第29条の変更品と併せての移譲を検討いただきたい。		【福島県】 認可、認定等の権限と各種手続きの権限の主体は一致させるべき。		【全国知事会】 提案団体の提案に沿って、政令市・中核市に所在する幼保連携型認定こども園における変更等については、市で受理できるようにすべきである。 【全国市長会】 第28条(情報提供)に関し、所管府県からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 第29条(変更届の受理)及び第30条(運営状況報告の徴収)に関し、指定都市への移譲については積極的な検討を求める。中核市への移譲については手分け方式も含めた検討を求める。		【面積基準の弾力化について】 第1次回答のとおり、大学設置基準は、我が国の大学・学部として求められる最低限の要件であることから、「地域による弾力的な運用」は、質保証の面に問題が残り、困難である。 なお、基準校舎面積には、学生が使用するスペース以外にも、教授の研究スペース、事務室及び学長室などが含めることができる他、学部間で共用するスペース(教室用)も含めることができる。(例えば、A学部とB学部で共用している教室がある場合には、A学部・B学部の専用の教室の面積と共用の教室の面積を合算した面積が、A学部・B学部の該当する別表三のイ・ハに定められた面積を合算した面積以上であれば、基準を満たしていることになる。このことについては大学関係者を対象とした説明会において周知する。)	
全国同様、本市においても待機児童が発生しており、その解消に向けて、現在、施設整備と保育士確保に取り組んでいるところである。特に、保育士の処遇改善は喫緊の課題と捉えている。 このような中、保育士賃金は他の職種との格差が大きく、栃木県のアンケート調査においても、7割を超える保育士が給与改善を求めている。保育現場での保育士の確保や就業定着の観点から、保育士等に、早期に本来の賃金を支払うことは重要であると考えているため、制度見直しを緊急性を理解いただき、実現に向け、速やかに結論を得よう願いたい。					○子ども・子育て会議に盛り込む対応を検討することのことが、年末の閣議決定に間に合うよう、早急に結論を出していただきたい。 ○また、子ども・子育て会議において本件を議論する際には、都道府県が認定を行うことによる認定期間の遅れという支障を明確にした上で議論し、議論の経過・内容について事務局に情報提供いただきたい。	第29条及び第30条については、引き続き幼保連携型以外の認定こども園の認定権限の移譲と併せ、措置する方向で検討を行ってほしい。 なお、第28条の情報の提供については、認可・認定権に関わらず、都道府県知事が自治体の長として管内の情報を集約し、一括して公開することを目的として定めているものであり、利用者の利便性等に鑑みても広域的な情報が有用であることから、都道府県に存置することとする。(第1次回答にもあるとおり、各市町村が個別に情報提供をすることを妨げるものではない。)	5【文科科学省】 (1)認定の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (i)以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、33項及び77項並びに4条1項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条8項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条9項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条) (関係府省:内閣府及び厚生労働省) (ii)以下に掲げる事務・権限については、指定都市及び中核市に移譲する。 ・幼保連携型認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼保連携型認定こども園の報告の徴収等(30条) (関係府省:内閣府及び厚生労働省)
この制度は、国の通知によると、地域に就職・定着し、かつ地域の中核企業等を担うリーダー的人材を確保するため、地方公共団体が地域の実情に応じ支援対象者の要件を決定し、地方創生枠への推薦を行うものであると、地方創生枠は特別枠として設けられ、無利子奨学金の貸付基準を満たす者を優先的に採用するとされていることから、制度の趣旨によれば、地方創生枠の推薦を一律に年収基準により行うことは不可能であり、残存選考者の中で、より年収の高い地方創生枠の対象者が存在する場合であっても当然に許容されるものと考えます。 頂いた回答では、在学採用は残存選考者が存在しないからという理由で地方創生枠の適用を行っていないようですが、地方創生枠を特別枠として設定するのであれば、在学採用枠はもとより、予約採用枠の中ではなく、別枠で確保するのが本来の制度の趣旨ではないでしょうか。(別枠で設定すれば、残存選考者の圧迫にはつながらないものと考えております。)また、予約採用の残存選考者は、在学採用の対象となることで、残存選考者は解消されているのではないのでしょうか。				【全国市長会】 指定都市への移譲については、積極的な検討を求める。 中核市への移譲については、手分け方式も含めた検討を求める。		現時点において、予約採用枠に地方創生枠を別枠として設けることが困難な理由として、仮に、予約採用において無利子奨学金を希望する者が15万人存在し、予算上10万人のみ採用候補者となることが出来る状況(残存選考者5万人)において地方創生枠を別枠として設けるためには、予約採用枠と地方創生枠は同じ無利子奨学金であり別枠(一般枠)を同じくする以上、この10万人の中で配分せざるを得ません。 地方創生枠は、大学生等の地方定着の促進のための新規施策ではありますが、一方で、日本学生支援機構の奨学金事業の目的は、学生等が経済的理由により修学を断念することのないよう奨学金を貸付し、教育の機会を確保することであり、その趣旨に鑑みれば、原則として、貸付基準を満たしている者の中で経済的により困難している者から優先的に採用すべきものであるため、予算上の制約がある状況下においては、「第1次回答」とおり、通常の予約採用枠が圧迫され、残存選考者が更に増加するおそれがあることから、対応は困難です。 また、予約採用における残存選考者については、残存選考者となったため進学を諦める者や、残存選考者となったため無利子奨学金を諦めた在学採用では無利子奨学金のみ申し込む者、あるいは残存選考者となり無利子奨学金のみ予約採用候補者となったため在学採用では改めて無利子奨学金の申込みを行わない者等が存在し、在学採用において全ての残存選考者を採用することはできないものと承知しており、この残存選考者の解消のため、平成28年度概算要求において無利子奨学金の貸付人員を2万4千人増員する要求を行っています。 なお、本施策に係る基金は、無利子奨学金の貸付における無利子奨学金(地方創生枠)により採用された大学生等の奨学金返還支援へ活用するほか、地方公共団体の判断により、予約採用候補者が基金を活用した奨学金返還支援制度に応募するスキームを設計することは可能と考えられています。	6【文科科学省】 (9)奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進事業 奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進のために設置した基金については、地方公共団体から日本学生支援機構の無利子奨学金の貸付における優先枠(地方創生枠)の推薦を受けた在学採用の手続きによる採用者のみならず、地方公共団体の判断により、当該奨学金の全ての採用者(予約採用者、在学採用者等)に対する奨学金返還支援への活用が可能であることを、地方公共団体に平成28年度中に周知する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>現行の基準は学級数及び児童数に応じて園庭の面積を算出しており、いわば全ての園児が園庭を利用すると想定した場合に必要な面積を想定しているとも考えられる。</p> <p>しかし、実態として全ての園児が園庭を一斉に利用するケースはほとんど無く、あつたとしても臨時的に公園等を利用すればよい。園庭については事業主体が、確保できた面積に応じて使用人数を限定すれば、教育・保育の質を落とさず学びを確保できるのではないかと考えている。</p> <p>また、保育所から幼保連携型認定こども園に移行する際には移行特例があるが、園舎の建て替えを行う場合、園庭の面積が減少しなくても移行特例が適用除外となることは、教育・保育の質を高めるものではないことから、円滑な移行を促進する観点から均衡を失っている。</p> <p>一般説活躍社会の実現を図るためにも、幼保連携型認定こども園の設置や移行を進めるよう見直しすべきである。</p>				<p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行すべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p><総論> ○教育的観点から基準の緩和は困難であることだが、現行の園庭基準や保育室の設置間基準でしか維持できない教育的観点とは何か、具体的に明示していただきたい。 ○幼保連携型認定こども園は、学校かつ児童福祉施設としての性格を持つ一方で、あくまで「単一の施設」である。現行の基準のような幼稚園と保育所の高い基準の組み合わせではなく、教育と保育を同時に行的総合的な施設としての幼保連携型認定こども園の基準のあり方を再検討し、その中で、園庭の位置・面積の確保が、保育室等の設置間基準のあり方についても、見直しが必要であるのではないかと。 ○園庭の面積は、園舎の面積に比べて、面積が小さいこととなり、教育上の支障は生じないのではないかと。仮に、教育上の支障が生じるとすれば、その理由を具体的に明示していただきたい。 ○学校の設置基準では、校庭の面積基準について地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでないとしており、幼保連携型認定こども園においても、教育上支障がない場合は、面積基準の要件緩和は十分考えられるのではないかと。</p>	<p>幼保連携型認定こども園は幼児教育を行う学校であり、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)には、園児の興味や関心が戸外にも向くようにし、園児の動機に配慮した園庭や遊具を配置するよう明記されており、園庭の遊びのイメージに園内と屋外の連続的な広がりを持たせて学びにつながるということを一つの重要な教育目標としていること。</p> <p>そのため、保育室と園庭の行き来が自由かつ容易にできる、一体となった教育のための空間が必要不可欠であることから、隣接した位置に子どもも活動のために最低限必要な広さの園庭を配置することを求めていることである。</p> <p>このように幼児教育において、園舎、園庭、保育室の全体的な空間構成が重要な意味を持っていることをご理解いただき、確保できる面積に合わせた定員設定をしていただきたい。</p> <p>一方で、ご意見を踏まえ、幼保連携型認定こども園の設置・移行が円滑にできるよう、上記の幼保連携型認定こども園における教育・保育の実施に支障が無い範囲において、基準の柔軟な取扱いが可能かどうかの検討を行ってまいりたい。</p>	<p>【文部科学省】 (5)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) ・現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所を同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合の園庭面積の特例(同省令附則4条)については、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の園舎を建て替える場合であって、園庭の面積が減少している場合においても適用できること、地方公共団体に平成28年度中に通知する。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)</p>
<p>園庭のあり方について、重要な点は「子どもたちの身近な場所にあること」ではなく、「園庭に期待されている機能が果たされているか」という点にあるものと考えられる。</p> <p>保育室等から園庭への移動について大きな支障がなく、また、子どもたちが伸び伸びと遊ぶことができる環境が園庭に整っていれば、保育室等の上下1階の範囲内に必ずしも設置する必要はないと考えている。</p> <p>また、現行の基準では、遊戯室についても保育室と同様に、原則として3階以上に設置することが認められていないが、遊戯室は、異年齢の交流や発表会等に利用されていることを考えれば、3階以上に設置することに大きな問題はないものと考えられる。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p><総論> ○教育的観点から基準の緩和は困難であることだが、現行の園庭基準や保育室の設置間基準でしか維持できない教育的観点とは何か、具体的に明示していただきたい。 ○幼保連携型認定こども園は、学校かつ児童福祉施設としての性格を持つ一方で、あくまで「単一の施設」である。現行の基準のような幼稚園と保育所の高い基準の組み合わせではなく、教育と保育を同時に行的総合的な施設としての幼保連携型認定こども園の基準のあり方を再検討し、その中で、園庭の位置・面積の確保が、保育室等の設置間基準のあり方についても、見直しが必要であるのではないかと。 ○保育室の設置間について> ○教育的な観点重視する理由で現行基準の規定を維持することで、基準を満たさない認可外施設等で教育・保育を受けざるを得ない層を生んでいるとすれば、行政サービスの提供のあり方として、総合的に見ると問題ではないかと。 ○職員配置基準は、0歳児5人に対して職員1人、満1・2歳児の幼児6人に対して職員1人となっており、3階以上に満3歳児未満に供する保育室を設置した場合、自立した遊戯と比較して安全とはいえないと考えられるが、この場合の乳幼児の遊戯誘導についてどのように想定しているか、御説明いただきたい。 ○3歳児以上に供する保育室等を3階に設置する場合と2階に設置する場合とで、教育上どのように異なるのか、提案に即して具体的に明示していただきたい。 ○児童の遊戯や屋外移動の支障とならないような施設要件の具体化や、ソフト対策等の措置を取れば、満3歳児以上に供する保育室等を3階以上に設置することは可能ではないかと。 ○例えば、ある自治体の公立幼稚園は、昭和30年代から昭和50年代までの乳幼児の増加に対応して順次施設されており、現在の9園の築年数の平均は、42年を経過している。このような老朽施設において2階に保育室等を設置している場合と比較すると、新規施設で3階に保育室等を設置する場合は、平成18年度のバリアフリー新法への対応や技術的改善により、児童の階段の昇降のしやすさや、遊戯導線の確保等について、相応な改善がみられるとも考えられ、満3歳児以上に供する保育室等の設置間を制限する必要は乏しくなっているのではないかと。</p>	<p>幼保連携型認定こども園は幼児教育を行う学校であり、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)には、園児の興味や関心が戸外にも向くようにし、園児の動機に配慮した園庭や遊具を配置するよう明記されており、園庭の遊びのイメージに園内と屋外の連続的な広がりを持たせて学びにつながるということを一つの重要な教育目標としていること。</p> <p>そのため、保育室と園庭の行き来が自由かつ容易にできる、一体となった教育のための空間が必要不可欠であることから、隣接した位置に子どもも活動のために最低限必要な広さの園庭を配置することを、教育の対象である満3歳以上の保育室は2階以下、もしくは上下一階に一定の要件を満たした園庭が設けられている間に設置することを求めていることである。</p> <p>このように、幼児教育において、園舎、園庭、保育室の全体的な空間構成が重要な意味を持っていることをご理解いただきたい。</p> <p>一方で、ご意見を踏まえ、幼保連携型認定こども園の設置・移行が円滑にできるよう、上記の幼保連携型認定こども園における教育・保育の実施に支障が無い範囲において、基準の柔軟な取扱いが可能かどうかの検討を行ってまいりたい。</p>	<p>【文部科学省】 (5)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 幼保連携型認定こども園の学級編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)については、以下のとおりとする。 ・保育室等の設置間(同省令6条4項)については、満3歳以上の園児の教育及び保育の用に供する保育室を2階までで確保している場合において、当該園児が使用する遊戯室を3階以上の間に設置することが可能であることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省) ・幼保連携型認定こども園の施設基準(在り方)については、子ども・子育て支援法(平24法65)附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援制度改革の見直しの中で検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)</p>
<p>本件提案は、現在、新入生の受給資格認定は、4月と7月の2回行う必要があるが、当該年度の7月に申請することにより、当該年度の4～6月分を併せて1回で受給資格認定ができるよう求めるものである。</p> <p>保護者にとっては、4月と7月に同様の申請を行わなければならないという手間と課税証明書発行手数料の軽減に繋がる。また学校現場でも、3ヶ月間2度にわたる申請書の提出依頼、未提出者への督促、書類不備のチェック等、就学支援金に係る事務作業が重なり、重い負担となっている。</p> <p>本件提案がそのまま認められないとしても、地方自治体の判断により、入学年度の申請時において収入状況確認書類の事後提出申請書(仮称)を申請者から4月に提出させることにより、7月に認定を行うことを可能としたい。</p>				<p>【全国知事会】 注産・保護者等の申請・届出及び課税証明書等取得に係る負担増加、一時的とはいえ学校法人や保護者に授業料負担が生じるおそれや事務の集中による事務負担の増加など、その利便性と関係機関の事務手続き簡素化の観点から、所得制限の基準や受給資格審査、支給方法などについて検討したうえで適宜見直しを行うこと。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>現在、高等学校等就学支援金は授業料の月額に相当する額を支給することとされており、月単位での支給額を算定することとされているが、新年度の市町村長税務所編制が確認可能となる7月と収入状況の届出を行うこととされています。仮に、これを1度にするのであれば、就学支援金を年額支給とすることとなりますが、この場合各学校は授業料1年分を代理受領することとなり、生徒が転校した場合や保護者に変更があった場合の事務処理を想定するとならざるを得ないことが懸念されます。</p> <p>御提案も踏まえ、所得制限要件における生徒・保護者等、学校、都道府県の負担軽減のため、マインナー制度の導入に併せて、マインナーの利用により地方税情報取得できる場合には収入状況届出書の提出を不要とするなどの可否を含めて、事務負担の軽減を検討中です(平成29年7月までに検討予定)。</p>	<p>【文部科学省】 (6)高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22法18) 高等学校等就学支援金制度における受給資格認定(4条)については、平成29年7月からの行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平26法27)に基づく情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報等の情報連携により収入状況届出書の提出を不要とする方向で検討し、平成29年6月末までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	
<p>現行学習指導要領において、従来から専門学科の教育課程を編成するにあたり、専門学科に対応する専門科目を25単位以上含めることを前提に編成してきたこと。例えば、農業科の教育課程を編成する上で、第2款の3の表に上げられている農業の科目から25単位以上を含めなければならないとの認識から教育課程の編成を行ってきた。今後は貴府回答を参考とし、地方創生の原動力となる地域を担う人材育成のためにも、産工商教育を融合し、6次産業化に対応した教育の推進が必要であり、専門学科の教育課程の編成において、同一教科25単位以上に制限されることなく、目的に応じ、農業科目、工業科目、商業科目等を含め、専門科目25単位以上とした教育課程へ編成して参りたい。については、改めて、この取り扱いについての明確化及び周知をお願いしたい。</p>				<p>【全国知事会】 専門科目の履修基準を緩和することにより専門性が薄れることへの懸念に配慮する必要がある。なお、所管省からの回答が現行規定により対応可能となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。なお、所管省からの回答が現行規定により対応可能となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>	<p>現行学習指導要領においては、一定の条件の下で、柔軟な教育課程の編成が認められていることですが、教育課程を編成するにあたっては、当該学級を設置している本来の目的や育成人材像と関連する教科・科目の目標・内容との間に齟齬が生じないよう、十分留意の上、適切な対応をお願いします。現行学習指導要領の趣旨や内容については、文部科学省の高等学校授業教育担当部会等事務連絡等を通じて、引き続き周知徹底を図っていきます。また、通達、学校設置者等からの電話相談等にも対応します。</p>	<p>【文部科学省】 (1)学校教育法(昭22法26) (ウ)ヒパロローウイルス感染症の予防接種(子宮頸がん予防ワクチン接種)後に症状が生じた生徒等への対応については、痛み等を訴える生徒等への理解、療養等による長期欠席生徒等を対象とした特別の教育課程(遠征)の方法を用いた教育による単位認定等)を編成することが可能であること等、個々の生徒等の心身の状況に応じて、学習面を含め、学校生活の様々な面で適切に対応すべきことを、域内にある学校に徹底するよう、都道府県教育委員会等に平成29年度中に周知する。</p>	
<p>副作用により健康被害を受けている生徒が通っている県内の公立高校の校長に、保護者から対応をお願いした経緯がありますが、部活動の関係や教員がいないので対応できないと断られたという事例があります。</p> <p>また、本府で事実関係を把握していませんが、保護者が課外限り、県内の公立高校で、補充授業を行ったり、レポート提出により単位認定をしている学校は無いという声もあります。</p> <p>さらに、県外の公立高校に町内から通学していた生徒は、健康被害により登校日数が足りず、卒業できなかったため自主退学となりました。</p> <p>貴府から連絡が发出されていることは承知していますが、各学校において通知や貴府回答にある対応が徹底されるよう、改めて周知していただきたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。なお、所管省からの回答が「既に通知において具体的な対応を示している」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>	<p>ヒパロローウイルス感染症の予防接種後に症状が生じた生徒等への対応については、御提案にある平成29年9月3日付の通知に加えて、平成27年9月30日付の通知も発出したことと。引き続き、都道府県等教育委員会学校保健担当者が集まる会議等において、子宮頸がんワクチン接種後に痛みなどを訴える子供への理解と、個々の心身の状況に応じ学習面を含めよう求めたい。</p>	<p>【文部科学省】 (1)学校教育法(昭22法26) (ウ)ヒパロローウイルス感染症の予防接種(子宮頸がん予防ワクチン接種)後に症状が生じた生徒等への対応については、痛み等を訴える生徒等への理解、療養等による長期欠席生徒等を対象とした特別の教育課程(遠征)の方法を用いた教育による単位認定等)を編成することが可能であること等、個々の生徒等の心身の状況に応じて、学習面を含め、学校生活の様々な面で適切に対応すべきことを、域内にある学校に徹底するよう、都道府県教育委員会等に平成29年度中に周知する。</p>	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年度の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>・用途上可分不可分については、学校と保育所が別棟の場合、直接機能上の関連はなく、単に隣にある校庭を供給していることにすぎず、結果として用途上可分とされ、敷地分割されている。児童福祉法39条第2項の学童保育所においても、各特定行政府で上記と同等に判断していることが一般的である。</p> <p>・法第66条に基づく一団地認定をするためには、様々な要件をクリアすることが必須であり、個々の学校における敷地状況や既存の建物状況などが、総合的設計による一団地認定を前提として計画されていない学校施設に適用することは困難である。</p> <p>・法第43条ただし書きを適用する際には、「広場等広い空地」などを有していることが条件となっている。学校は広い空地(グラウンド)を有しているが、義務教育課程における学校としての目的を果たす上で不可欠な施設として確保されているものであり、かつ、学校としての建築敷地に設定されていることから建築基準法第43条ただし書き許可における広い空地とみなすことは馴染まない。</p> <p>以上のとおり、現行制度上、特定行政府及び建築主事が判断する上では、全国で統一した運用となるよう本案件に対する運用方針を技術的助言等で明確にする必要がある。</p>				<p>【全国市長会】 所管省からの回答が、「現行制度でも建築基準法第43条に規定する接道要件を個々に満たす必要なく、建築することが可能な場合がある」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>		<p>文部科学省において回答可能な事項なし。</p>	
<p>本制度は法律や国の基準に基づくものであり、全国一律の対応が必要である。</p> <p>申請者が提出すべき資料の1つに保護者等の生活保護の受給を証明する書類がある以上、マイナンバー制度による情報連携の対応と併せて、生活保護受給者のみが別途、市役所等で証明書を取得する必要があるため、申請者の負担が他の申請者より大きく、住民サービス面において不公平である。</p> <p>また、経済的に困難な家庭環境にある子どもたちへの就学支援の充実の観点からも対応が必要であり、前向きに検討願いたい。</p>		<p>【北海道】 北海道では、当該事務に係るマイナンバー制度における情報連携(情報照会)を平成30年4月から開始する予定としているため、開始までに所要の措置を講じるよう要望する。</p>		<p>【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、文部科学省から、提案の実現に向けて、関係府省と相談しながら対応について検討していきたいとの趣旨の発言があったところであり、文部科学省において早急に検討いただきたい。</p>	<p>特別支援学校への就学奨励に関する法令によれば、生活保護関係情報について情報連携を行う必要性が認められるため、生活保護関係情報を連携対象とするよう、関係府庁と連携して必要な法改正等を行う。なお、照会を希望する地方公共団体におけるシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要となる。</p>	<p>【文部科学省】 (8)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (1)特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭29法144)による特別支援学校への就学のための必要な経費の支弁に関する事務(別表2の37)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報を追加する。 (関係府省：内閣府、総務省及び厚生労働省)</p>
<p>独自利用として行う事業が、法定事業である高等学校等就学支援金の上乗せ事業であり、特に韓国国費である生活保護世帯には手厚く補助する制度から見て、生活保護の支給状況を把握することが必須になっているため、支給資格申請者である生活保護世帯の認定申請における利便性を高め、事務の省力化を進めるため、利用可能な情報を拡大することが必要と考えられます。</p> <p>また、全国すべての都道府県で実施している国が創設した「奨学のための給付金」は、非課税世帯と生活保護世帯で支給単価に差を設けており、国が給付申請書の添付書類として生活保護世帯については生活保護受給証明書の提出を求めているため、生活保護関係情報を入手することは必須である。非課税世帯については添付書類は不要であるが、生活保護世帯については生活保護証明書を添付することを求めることは、国民の理解を得ることは難しいため、子どもの貧困対策として実施する「奨学のための給付金」において必要な生活保護情報についても、情報連携の対象として認めるべきであると考えられます。</p> <p>なお、法定事業である高等学校等就学支援金事業においても、生活保護受給証明書は課税証明書の代替として使用することができることとされていますが、生活保護関係情報を入手することができれば、市町村民税所得割額を用いる場合と比較して事務を効率的に処理できると考えられるため、情報連携の対象として認めるべきであると考えます。</p>				<p>【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。</p>	<p>○ 上乗せ補助事業である奨学給付金の国の補助要綱及び法定事業である高等学校等就学支援金事業の国の事務処理要綱で必要とされている生活保護関係情報や、上乗せ補助事業である授業料減免を実施する上で地方公共団体において必要とされている生活保護関係情報及び地方税関係情報、マイナンバー制度における情報連携により入手できるように、基になる法定事業で認められている情報の範囲内での対応を求めている現在の制度・運用について、個人情報保護の観点から疑念を生じない範囲で緩和する方向で、関係府省において地方公共団体の意向を踏まえて早急に検討いただきたい。</p>	<p>提案団体が挙げた特定個人情報(生活保護関係情報)を情報連携に用いる法定事業(独立行政法人日本学生支援機構法による学費の貸与に関する事務)を、準じる法定事業として独自利用事務の情報連携対象事務とする。</p> <p>なお、照会を希望する地方公共団体における条例制定、個人情報保護委員会への届出やシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要となる。</p> <p>同様の事例追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び要望した地方公共団体等で構成)を年1度開催することとする。</p>	<p>【文部科学省】 (8)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ii)地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。 ・地方公共団体が保護する住宅等の管理に関する事項については、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平5法52)による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の85の2)に準ずる事務としても認めることとする。また、高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務については、独立行政法人日本学生支援機構法(平15法94)による学費の貸与に関する事務(別表2の106)に準ずる事務としても認めることとし、「情報連携の対象となる独自利用事務の事例(1/27)特定個人情報保護委員会」を平成28年度中に改正する。 (関係府省：内閣府、個人情報保護委員会、総務省、厚生労働省及び国土交通省)</p>
<p>個人情報保護委員会規則には、「その事務を処理するために必要な特定個人情報の範囲が、当該法定事務において提供を求めた特定個人情報の範囲と同一又はその一部であること。」と定められており、番号法別表第二では、情報提供が可能な特定個人情報について「地方税関係情報」と規定されている。</p> <p>特定個人情報毎の「市町村民税所得割」「市町村民税所得割」といった項目については、「情報提供ネットワークシステムにおける特定個人情報データの取扱いに係る共通指針」規定されたデータ標準レイアウトにより、データ項目として示され、独自利用事務として情報連携するためには、その項目まで法定事務と一致するよう制限されている。</p> <p>番号法別表第二で定める特定個人情報単位とすれば、「市町村民税所得割」「市町村民税所得割等割」といった項目の連入は、「地方税関係情報」と同じ特定個人情報内での違いであるとされており、法定事務と異なる項目を、独自利用事務で照会が可能であるとしても、利用可能な特定個人情報の拡大に当たらないと考える。</p> <p>独自利用事務の拡大による、行政事務の効率化、国民の利便性の向上という観点からも速やかに解決していただきたい。</p>				<p>【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。</p>	<p>○ 上乗せ補助事業である奨学給付金の国の補助要綱及び法定事業である高等学校等就学支援金事業の国の事務処理要綱で必要とされている生活保護関係情報や、上乗せ補助事業である授業料減免を実施する上で地方公共団体において必要とされている生活保護関係情報及び地方税関係情報、マイナンバー制度における情報連携により入手できるように、基になる法定事業で認められている情報の範囲内での対応を求めている現在の制度・運用について、個人情報保護の観点から疑念を生じない範囲で緩和する方向で、関係府省において地方公共団体の意向を踏まえて早急に検討いただきたい。</p> <p>○ 医療費助成事業である感染症医療費助成や不妊治療費助成の国の補助要綱で必要とされている地方税関係情報や、医療費助成事業である障害者、子ども、母子家庭等の医療費助成を実施する上で地方公共団体において必要とされている地方税関係情報、マイナンバー制度における情報連携により入手できるように、基になる法定事業で認められている情報の範囲内での対応を求めている現在の制度・運用について、個人情報保護の観点から疑念を生じない範囲で緩和する方向で、関係府省において地方公共団体の意向を踏まえて早急に検討いただきたい。</p>	<p>提案団体の独自利用事務の情報連携で必要とする地方税関係情報は、現行の準じる法定事業(難病法に基づく医療費支給事務等)の地方税関係情報の範囲に含まれると整理することとする。</p> <p>照会を希望する地方公共団体においては、必要とする地方税関係情報の項目を個人情報保護委員会に届出ること可能とし、必要性が認められれば、情報連携が可能となると考える。</p> <p>なお、照会を希望する地方公共団体における条例制定、個人情報保護委員会への届出やシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要となる。</p> <p>同様の事例追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び要望した地方公共団体等で構成)を年1度開催することとする。</p>	<p>【文部科学省】 (8)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ii)地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。 ・高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務及び医療費助成に関する事項については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の項目と認められる場合には、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に平成28年度中に届出する。 (関係府省：内閣府、個人情報保護委員会、総務省及び厚生労働省) ・独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び地方公共団体で構成)を年1回開催する。 (関係府省：内閣府、個人情報保護委員会、総務省、厚生労働省及び国土交通省)</p>
<p>本県は、(公財)兵庫県高等学校教育振興会に事業を移管・委託しており、マイナンバー情報の利用等ができない。</p> <p>そもそも、当該奨学金事業は(独法)日本学生支援機構(旧日本育英会)から都道府県(移管された経緯を踏まえれば、当該機構がマイナンバー情報を利用できる一方で、(公財)兵庫県高等学校教育振興会のような都道府県から奨学金事業を移管・委託された公益財団法人が利用等できないのは法制上の不備である。そのため、本県は番号法別表第1及び別表第2に当該事務及び公益財団法人を追加することを探求している。</p> <p>それが不可能な場合であっても、移管先等において、マイナンバー取扱規程を定め、それに基いて作業を行うこととし、個人番号を取り扱う者も地方公務員法上の身分を有し同法上の守秘義務が課せられている場合は、実質的に果が実施する場合と同様であり、情報管理上の問題がないと考えられることから、マイナンバー法第9条第2項等について、事務の移管・委託した場合でも移管先等個人番号の利用及び情報連携ができるよう法改正をお願いしたい。</p> <p>なお、法改正にあたっては、公益財団法人をマイナンバー情報利用者として位置付ける必要があるが、「高等学校の奨学金事業について地方公共団体から事務移管・委託を受けた公益財団法人」と限定することで可能であると考える。</p>				<p>【全国市長会】 行政機関ではない。公益財団法人や指定管理者により管理主体を拡大することについては、リスク検証等への留意が必要。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、法定事業として扱う場合と、独自利用事務として扱う場合の双方があり得るが、当該事務の所管府庁と情報提供を行う事務の所管府庁の調整が整えば、制度改正ということもあり得るとの趣旨の発言があったところである。このため、どのような制度改正が必要となるかについて関係府省において早急に検討いただき、当該制度改正に向けて整理・調整を進めていただきたい。</p> <p>○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、情報連携の主体は法律に位置付けのある法人と整理しており、法律レベルで一般的に財団法人を位置付けるという点については慎重な検討が必要との趣旨の発言があったところである。しかしながら、公益財団法人に関する公益認定は法律上の仕組みであるため、主体として明確なわけではないが、公益財団法人について一般的にはなく、条件を付けて限定的に規定することもあり得るのではないかと、これらの点について、関係府省において早急に検討いただきたい。</p>	<p>移管を受けた公益財団法人での利用については、マイナンバーの民間での利用を可能とする提案となるが、個人情報保護に対する国民の懸念に対応するため、民間での利用は認められない。</p> <p>委託を受けた公益財団法人での利用については、個人情報保護に対する国民の懸念に対応するため、情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携を行うことができる主体は、法令で明確になっている必要があると考えており、都道府県の委託によりマイナンバー利用事務を行うこととされている公益財団法人を情報連携の主体として認めることは困難である。</p>	<p>— (参考) (8)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ii)上記のほか、地方公共団体における行政運営の効率化を図る観点から、附則6条1項に基づき、同法の施行後3年を目途として、同法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。 (関係府省：内閣府、個人情報保護委員会、総務省及び国土交通省)</p>

文部科学省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<共同実施団体及び当該団体等から寄せられた支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	
	区分	分野									団体名	支障事例		
														北海道、長崎県
134	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。	【具体的な支障事例】半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本案のH27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している)	同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。	半島振興法第3条第1項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会	北海道、長崎県	<p>県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、同室から、提案団体の提出した半島振興計画案に対する国からの意見については、その都度、関係4市町村に意見照会・確認した上で関係各県による確認を行うべしとの時間と労力を要した。また、作業スケジュールについて、1回目の計画案の提出から最終提出まで14か月以上を要し、さらに、最終提出から同意まで1か月を要した旨、御回答を頂いた。</p> <p>半島振興計画とは、国と関係地方公共団体とが密接な連携の下、半島振興対策実施地域における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興施策の方向性を定めるものである。</p> <p>半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。</p> <p>貴県からは、「主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。」との御意見を頂いているが、今般の半島振興計画の策定手続において、国からの指摘は、事実確認や誤字の指摘等のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要した」とは考えていない。</p> <p>なお、国土交通省は、貴県を含む関係22道府県からの全23計画案の提出を受け、半島振興法第3条第2項に基づき関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県との協議等に一定の期間を要することはやむを得ないと考えている。今般の協議等においては、関係道府県に短期間でのご回答の提出を求めることとならないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールで作業を進めてきたところである。</p>	
302	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。	【具体的な支障事例】半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本案のH27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している)	同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。	半島振興法第3条第1項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会	山口県提案分	北海道	<p>貴県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、同室から、提案団体の提出した半島振興計画案に対する国からの意見については、その都度、関係4市町村に意見照会・確認した上で関係各県による確認を行うべしとの時間と労力を要した。また、作業スケジュールについて、1回目の計画案の提出から最終提出まで14か月以上を要し、さらに、最終提出から同意まで1か月を要した旨、御回答を頂いた。</p> <p>半島振興計画とは、国と関係地方公共団体とが密接な連携の下、半島振興対策実施地域における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興施策の方向性を定めるものである。</p> <p>半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。</p> <p>貴県からは、「主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。」との御意見を頂いているが、今般の半島振興計画の策定手続において、国からの指摘は、事実確認や誤字の指摘等のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要した」とは考えていない。</p> <p>なお、国土交通省は、貴県を含む関係22道府県からの全23計画案の提出を受け、半島振興法第3条第2項に基づき関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県との協議等に一定の期間を要することはやむを得ないと考えている。今般の協議等においては、関係道府県に短期間でのご回答の提出を求めることとならないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールで作業を進めてきたところである。</p>
135	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができることとされているが、業務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際には、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、業務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。	【具体的な支障事例】離島振興計画の策定において、業務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本案のH25計画策定時には、国協議に6か月を要している)	事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。	離島振興法第4条第10項、第11項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会	北海道、長崎県	<p>離島振興法(昭和28年法律第72号)(以下「法」という。)、第4条第8項の規定に基づき都道府県から主務大臣に提出された離島振興計画は、同条第10項及び第11項の規定に基づき、離島振興基本方針に適合するかを確認を実施しており、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、主務大臣は当該都道府県に変更を求めることができることとされている。</p> <p>離島振興計画の事前提出は、これら適合性の確認を円滑かつ迅速に実施し、国と都道府県双方の事務負担を軽減するため、正式提出に先んじて離島振興計画案を提出いただけるよう、平成24年11月29日付事務連絡「各都道府県の離島振興計画案の事前提出等について(依頼)」において都道府県に任意で依頼しているものである。</p> <p>本提案は、「離島振興計画の策定において、業務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。」とのことであるが、平成25年度計画策定時、離島振興計画の事前審査に要した期間は、関係行政機関への意見照会も含めて約1か月であり、また、その後の法第4条第9項及び第10項に基づく手続きにおいて特設変更や調整を求めていることから、ご指摘の「多大な時間と労力を要している」とは考えていない。</p> <p>もとより事前提出は都道府県に対して任意で依頼しているものであるが、仮に事前提出が廃止された場合、事前の調整を終ること無く法第4条第9項及び第10項に基づき関係行政機関への通知及び意見照会の手続きを実施する必要があるが、事前に確認が行われていないため、仮に関係行政機関の長から主務大臣に対して意見が申し出られた場合、法第4条第10項の規定に基づき、都道府県に対して離島振興計画の変更を求めることとなる可能性が高い。離島振興計画を変更する際には、法第4条第12項の規定により、同条第3項、第4項及び第6項から第11項までの規定が準用されるため、都道府県と市町村との調整、主務大臣への再提出、主務大臣から関係行政機関への通知及び意見照会手続きを、場合によっては複数回行う必要があり、事前の確認手続を廃止することはかえって国と都道府県双方の事務的負担を増大させるものとなる。</p> <p>こうしたことから、離島振興計画を策定・変更する際には、引き続き事前の調整にご協力いただきたい。なお、政府としては事前の調整の際に都道府県の事務負担が増大することのないよう、適切に対応して参りたい。</p>	
303	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができることとされているが、業務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際には、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、業務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。	【具体的な支障事例】離島振興計画の策定において、業務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本案のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。	離島振興法第4条第10項、第11項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会	山口県提案分	北海道	<p>離島振興法(昭和28年法律第72号)(以下「法」という。)、第4条第8項の規定に基づき都道府県から主務大臣に提出された離島振興計画は、同条第10項及び第11項の規定に基づき、離島振興基本方針に適合するかを確認を実施しており、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、主務大臣は当該都道府県に変更を求めることができることとされている。</p> <p>離島振興計画の事前提出は、これら適合性の確認を円滑かつ迅速に実施し、国と都道府県双方の事務負担を軽減するため、正式提出に先んじて離島振興計画案を提出いただけるよう、平成24年11月29日付事務連絡「各都道府県の離島振興計画案の事前提出等について(依頼)」において都道府県に任意で依頼しているものである。</p> <p>本提案は、「離島振興計画の策定において、業務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。」とのことであるが、平成25年度計画策定時、離島振興計画の事前審査に要した期間は、関係行政機関への意見照会も含めて約1か月であり、また、その後の法第4条第9項及び第10項に基づく手続きにおいて特設変更や調整を求めていることから、ご指摘の「多大な時間と労力を要している」とは考えていない。</p> <p>もとより事前提出は都道府県に対して任意で依頼しているものであるが、仮に事前提出が廃止された場合、事前の調整を終ること無く法第4条第9項及び第10項に基づき関係行政機関への通知及び意見照会の手続きを実施する必要があるが、事前に確認が行われていないため、仮に関係行政機関の長から主務大臣に対して意見が申し出られた場合、法第4条第10項の規定に基づき、都道府県に対して離島振興計画の変更を求めることとなる可能性が高い。離島振興計画を変更する際には、法第4条第12項の規定により、同条第3項、第4項及び第6項から第11項までの規定が準用されるため、都道府県と市町村との調整、主務大臣への再提出、主務大臣から関係行政機関への通知及び意見照会手続きを、場合によっては複数回行う必要があり、事前の確認手続を廃止することはかえって国と都道府県双方の事務的負担を増大させるものとなる。</p> <p>こうしたことから、離島振興計画を策定・変更する際には、引き続き事前の調整にご協力いただきたい。なお、政府としては事前の調整の際に都道府県の事務負担が増大することのないよう、適切に対応して参りたい。</p>

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針の制定について」(平成27年4月1日付け))に基づき作成していることから、計画は国の半島振興施策と同一の方向性となっている。 地方の自主性を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に国の同意を確保し、提出制度に改めることを求める。 なお、協議が廃止できない場合であっても、計画案の修正・追加等はその都度関係庁内各課との意見調整や市町への事前協議が必要であることから、一次から三次まである計画案の提出を一度にする等の簡素化を願いたい。		【北海道】 現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27の半島振興計画の協議においては、協議に7ヶ月の長期間を要していること、また、協議に係る国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。				一次回答のとおり、半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定期間における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。 貴府の見解のとおり、半島振興計画の作成に当たっては、国・道府県の双方の事務手続きの簡素化のために、国の半島振興施策と半島振興計画とが同一の方向性となるよう計画の作成作業の前に通知文を发出している。 今後の半島振興計画の策定手続における国から貴府への指摘は、事実確認や誤字の指摘等のみであり、方向性もより地方の自主性を助げるものでもないと考えている。 なお、当省としても地方の負担はできる限り減らすよう対応してきたところであるが、御提案の主旨を踏まえ、計画案の提出を一度にすることを原則とする等、次回の半島振興計画策定時においても、引き続き事務簡素化について検討してまいります。	【文部科学省】 (4)半島振興法(昭60法63) 半島振興計画(3条)の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るため、これまで複数回にわたり行ってきた計画案の調整を1回とすることを原則とするともに、事前調整における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の半島振興計画策定時に講ずる。 (関係府省：総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)
半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針の制定について」(平成27年4月1日付け))に基づき作成していることから、計画は国の半島振興施策と同一の方向性となっている。 地方の自主性を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に国の同意を確保し、提出制度に改めることを求める。 なお、協議が廃止できない場合であっても、計画案の修正・追加等はその都度関係庁内各課との意見調整や市町への事前協議が必要であることから、一次から三次まである計画案の提出を一度にする等の簡素化を願いたい。		【北海道】 現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27の半島振興計画の協議においては、協議に7ヶ月の長期間を要していること、また、協議に係る国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。				一次回答のとおり、半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定期間における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。 貴府の見解のとおり、半島振興計画の作成に当たっては、国・道府県の双方の事務手続きの簡素化のために、国の半島振興施策と半島振興計画とが同一の方向性となるよう計画の作成作業の前に通知文を发出している。 今後の半島振興計画の策定手続における国から貴府への指摘は、事実確認や誤字の指摘等のみであり、方向性もより地方の自主性を助げるものでもないと考えている。 なお、当省としても地方の負担はできる限り減らすよう対応してきたところであるが、御提案の主旨を踏まえ、計画案の提出を一度にすることを原則とする等、次回の半島振興計画策定時においても、引き続き事務簡素化について検討してまいります。	【文部科学省】 (4)半島振興法(昭60法63) 半島振興計画(3条)の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るため、これまで複数回にわたり行ってきた計画案の調整を1回とすることを原則とするともに、事前調整における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の半島振興計画策定時に講ずる。 (関係府省：総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)
平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。 また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。 地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。 なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都度関係庁内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定時には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。		【北海道】 事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25離島振興計画策定時は事前提出から審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。				一次回答のとおり、事前提出は、事務負担の簡素化の観点から都道府県に対して任意で依頼しているものであり、ご指摘の地域の自主性を助げるものとは考えていない。 なお、事前提出に応じて頂いた場合、都道府県の個々の事情に臨みて時間に余裕を持って調整を依頼するとともに、よく生じやすい関連した点を情報提供するなど調整に要する時間の短縮に努めてまいります。	【文部科学省】 (3)離島振興法(昭28法72) 離島振興計画(4条)の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の事情に臨みて時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の離島振興計画策定時に講ずる。 (関係府省：総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)
平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。 また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。 地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。 なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都度関係庁内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定時には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。		【北海道】 事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25離島振興計画策定時は事前提出から審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。				一次回答のとおり、事前提出は、事務負担の簡素化の観点から都道府県に対して任意で依頼しているものであり、ご指摘の地域の自主性を助げるものとは考えていない。 なお、事前提出に応じて頂いた場合、都道府県の個々の事情に臨みて時間に余裕を持って調整を依頼するとともに、よく生じやすい関連した点を情報提供するなど調整に要する時間の短縮に努めてまいります。	【文部科学省】 (3)離島振興法(昭28法72) 離島振興計画(4条)の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の事情に臨みて時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の離島振興計画策定時に講ずる。 (関係府省：総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)